

(1) 現時營業不振ノ際仕込金ノ増額ハ到底容認シ難ク
 故令今後交渉アルニ増額セズ場合ニ依リテハ後業
 スルノ意智ヲ有シ居リ態度極メテ強硬ナリ
 (2) 二十三日船夫下妻徳太郎ニ對スル解雇通知状ヲ手
 交シ更ニ船夫側ヨリ提出ニ係ル要求書ニ對シテハ
 店主ノ意智ヲ徹シ對策決定ノ模様ナリ
 右及申(通)報候也

別記

要求書

- 一 仕込金ヲ四十月ニ恒上ケスルコト
- 但シ船船ノ大小ニ差別ヲ付ケサレコト
- 一 出產死七傷病ノ場合ハ船主側ニテ手當スレコト
- 一 倉幕ニハ金ヲ貸與スレコト
- 一 船具ノ用ノ場合ハ即時船主側ニテ支弁スルコト
- 一 破船ノ場合ハ即時作事スレコト
- 一 仕込八月ニ回ニ支給スルコト(十四日、三十日支給)
- 一 西谷ヲ解雇スルコト
- 一 年議中ハ仕込金ヲ全額支給スルコト
- 一 今回ノ年議ニ關シ犧牲者ヲ出サカレコト